



裁判員裁判用法廷の紹介



裁判員の参加する刑事裁判（裁判員裁判）は、裁判員6人と裁判官3人の計9人が法廷で審理を行うこととなります。

しかし、現在、地方裁判所の法廷には、裁判官3人が審理を行う法廷（合議法廷）と裁判官1人が審理を行う法廷（単独法廷）しかありませんので、裁判所では、現在の合議法廷を改修したり、増築をしたりして、裁判員裁判を行うための法廷整備を順次進めており、既にこれまでいくつかの裁判所で裁判員裁判用の法廷が完成しています。

新法廷の最大の特徴は、裁判員6人と裁判官3人が並んで座れるよう正面の法壇が左右に大きく広がっていることです。そして法壇の形は、裁判員らが互いの顔を見て意思疎通できるように湾曲をつけたアーチ型としてあります。アーチ型にすることにより、法壇のどの席からも自然な姿勢で証人等が証言する証言台の方を見ることができ審理に集中できるようになっています。

また、法壇の高さは証人や被告人に威圧感を与えないように、現在の法廷よりも低くしました。



さらに、法壇上にある机（法卓）は車いすでも使いやすい形状にし、裁判員が法廷に入るまでの通路にはスロープや車いす用リフトを設置することなどにより、車いすを利用する方も裁判員として裁判員裁判に参加しやすいよう配慮しています。

裁判所では、こうした法廷を裁判員制度の施行に間に合うよう全国の地方裁判所に整備していきます。



写真はいずれも、このたび奈良地方裁判所に整備した裁判員裁判用法廷です。